(案)

# 「HOKKAIDO 不登校対策プラン」



令和6年●月 北海道教育委員会

# 目次

はじめに ・・・・・・						١
I 不登校児童生	徒への支援の基本的な	:考え方			2	2
Ⅱ 本道の公立学	校における不登校の状	況と課題・・・・・・			3	3
I 問題行動·不	登校等生徒指導上の詞	者課題に関する調	查結果(文部科学	学省)	3	3
2 児童生徒の欠	ス席に対する対応状況?	等に関する調査結	果【令和5年11	月末】(道教委)		7
3 令和2年度不	登校児童生徒の実態	調査結果(文部科	·学省) · · · · · ·			C
4 不登校の要因	目の聴き取り(道教委)				13	3
	)いて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
対策プラン01・					17	7
対策プラン02・					18	3
対策プラン03・					10	7
対策プラン+ $\alpha$					20	C

IV 参考資料「不登校支援ガイドブック」

## はじめに

不登校児童生徒への支援については、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、学校、市町村教育委員会、関係機関等において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきています。

一方で、近年、不登校児童生徒数が増加し、令和4年度の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、本道の公立小・中・高等学校を合わせると約1万3000人に上り過去最高となるなど、生徒指導上の喫緊の課題となっています。

こうした状況を踏まえ、道教委では、国の不登校対策プランを参考として、「不登校により学びや支援にアクセスできない子どもたちをゼロ」にすることを柱とした「HOKKAIDO 不登校対策プラン」を策定し、今後順次、各市町村教育委員会及び各学校と連携し、不登校対策の一層の充実に取り組むこととしました。

各市町村教育委員会及び各学校においては、本プランの趣旨等について御理解いただき、家庭、地域社会、関係機関等とも連携し、できる取組から速やかに推進していただくようお願いします。

# I 不登校児童生徒への支援の基本的な考え方

「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」における「不登校」の定義

- 長期欠席は、指導要録の「欠席日数」欄及び「出席停止・忌引き等の日数」欄の合計の日数により、 年度間に30日以上登校しなかった児童生徒
- 「不登校」は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者(ただし、下記「病気」「経済的理由」「新型コロナウイルスの感染回避」「その他」による者を除く)
  - ・「病気」は、本人の心身の故障等により、入院、通院、自宅療養等(医療機関の指示のほか、周囲の者が判断する場合も含む)のための欠席した者
  - ・「経済的理由」は、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければいけない 等の理由で欠席した者
  - ・「新型コロナウイルスの感染回避」は、新型コロナウイルスの感染を回避するため、本人又は保護者の 意思で欠席した者
  - ・「その他」の具体例は、保護者の教育に関する考え方、登校についての無理解、外国での長期滞在、 国内外への旅行、出席停止や忌引き等の日数を加えることによって、欠席日数が30日以上となる者 など

【令和元年10月25日付け文部科学省初等中等教育局長通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」】

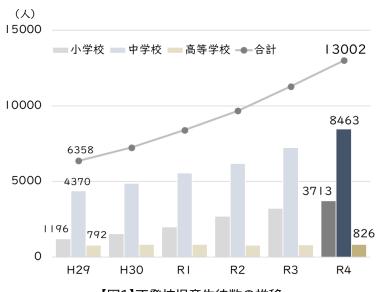
- 不登校児童生徒への支援の視点として
  - ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が 自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
  - ・不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益 が存在することに留意すること
- 学校教育の意義・役割として
  - ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること
  - ・既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、 なじめない要因の解消に努める必要があること

【令和5年11月17日付け文部科学省初等中等教育局長通知「不登校の児童生徒等への支援の充実について」】 学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる 力を養う場であり、様々な制度や公的な支援により質の担保された教育機関である。こうした学校教育を受 ける機会、周囲の児童生徒と交流や切磋琢磨する機会を得られないことにより、当該児童生徒が将来にわ たって社会的自立を目指す上でリスクが存在することを踏まえ、引き続き、学校関係者には、不登校児童生 徒の社会的自立のために当該児童生徒が学校において適切な指導や支援が受けられるよう尽力いただき たい。

# Ⅱ 本道の公立学校における不登校の状況と課題

- I 問題行動·不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果(文部科学省)
- (1) 本道の公立小・中学校、高等学校における不登校児童生徒数
  - ① 不登校児童生徒数の推移

令和4年度において、不登校児童生徒数は、I万3000人を上回るとともに、直近の5年間で、約2倍に増加しています。【図1】

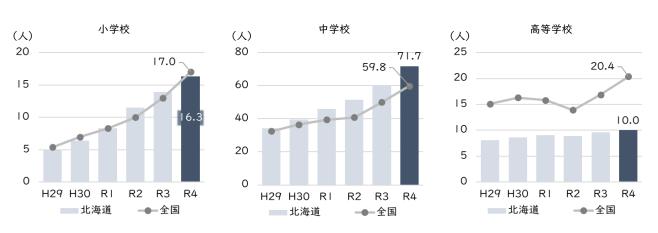


【図1】不登校児童生徒数の推移

#### ② 1000人当たりの不登校児童生徒数の推移

1000人当たりの不登校児童生徒数は、小・中学校では、増加傾向にあり、特に中学校では、全国を 11.9ポイント上回っています。【図2】

各学校においては、「みんなが安心して学べる学校づくり」を進めるとともに、適切なアセスメントに基づき、個々の児童生徒に応じて適切に支援をする必要があります。



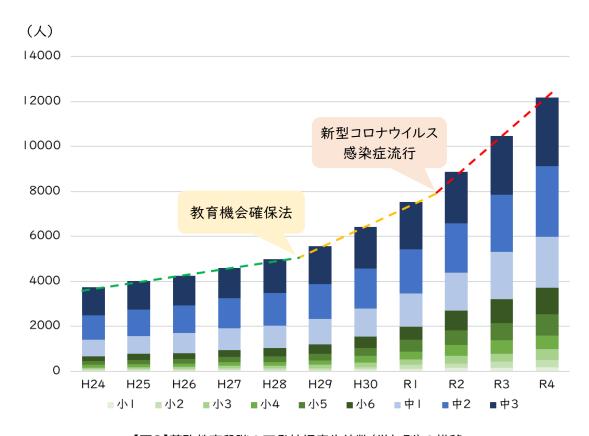
【図2】1000人当たりの不登校児童生徒数の推移

#### (2) 義務教育段階の不登校児童生徒数(学年別)の推移

直近10年間において、高い増加傾向が見られる義務教育段階における児童生徒数は、平成24年度から平成28年度まで(---)は、緩やかな増加傾向が見られ、平成29年度から令和元年まで(---)は、増加の割合が高くなっています。

また、令和2年度から令和4年度まで(---)は、増加の割合がより高くなっています。【図3】

これは、児童生徒の休養の必要性を明示した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」[平成28年12月公布](以下、「教育機会確保法」という。)の趣旨の浸透の側面等による保護者の学校に対する意識の変化も考えられますが、長期化するコロナ禍による生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況が続いたことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築くことが難しかったことなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあったこと等も背景として考えられます。



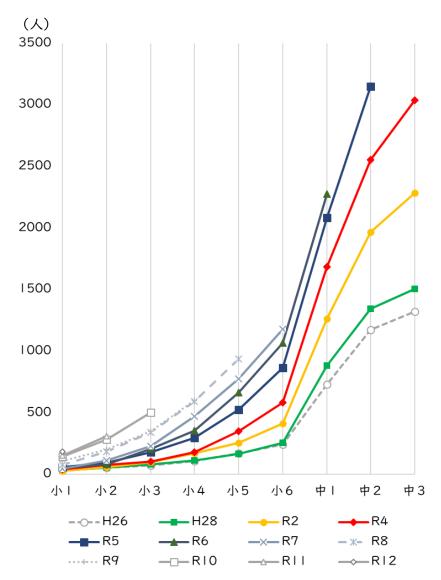
【図3】義務教育段階の不登校児童生徒数(学年別)の推移

#### (3) 同一の学年集団における不登校児童生徒数の経年変化の比較

義務教育9年間の不登校児童生徒数の経年変化では、学年が上がるにつれて、増加する傾向が見られます。特に、小学校第6学年から中学校第1学年にかけて大きく増加する傾向が見られます。

また、平成28年度(**→→**)と令和4年度(**→→**)を比べると、小学校第3学年までは、大きな差が見られないものの、令和5年度(**→→**)以降では、小学校低学年の段階から増加の割合が高くなっています。【図4】

さらに、令和4年度調査の小学校第1学年の不登校児童数(184人)は、平成25年度調査の第6学年の不登校児童生徒数(185人)とほぼ同数となるなど、小学校低学年から増加傾向が見られることから、小学校低学年の段階から、「みんなが安心して学べる学校づくり」に向けた取組を充実させる必要があります。



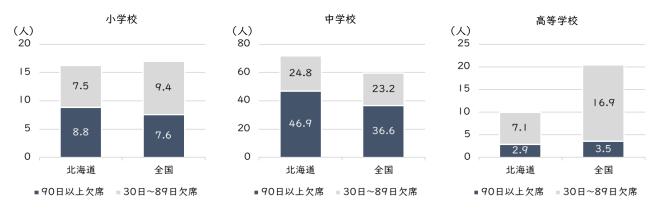
※上記凡例は、当該の集団が中学校第3学年時の年度を表しています。 (例) R4 のグラフ(→→)は、令和4年度に中学校第3学年であった集団

【図4】同一の学年集団における不登校児童生徒数の経年変化の比較

#### (4) 90日以上欠席している1000人当たりの不登校児童生徒数(令和4年度)

令和4年度において、小・中学校で、90日以上欠席している1000人当たりの不登校児童生徒数は、 全国より多く、特に中学校では、全国を10.3ポイント上回る状況になっています。【図5】

各学校においては、児童生徒によって、欠席の期間が休養としての意味をもつ場合がある一方で、特に学習面の遅れなどに対する不安を深める場合があることに留意し、児童生徒一人一人の支援のニーズを踏まえ、オンラインなども活用した学習支援や教育相談を行う必要があります。



【図5】90 日以上欠席している1000人当たりの不登校児童生徒数

# (5) 前年度からの継続した不登校児童生徒数と新たに不登校になった児童生徒数の割合(令和4年度) 令和4年度において、小学校では、新たに不登校になった児童の割合が高く、中学校では、前年度から継続して不登校の状態が続いている生徒の割合が高くなっており、全国とほぼ同様の傾向になっています。【図6】

各学校においては、「みんなが安心して学べる学校づくり」を進め、新たな不登校を生じさせない未 然防止の取組を充実させたるとともに、不登校の状態が続いている児童生徒に対する多様な学びの場 の確保などによる社会的自立に向けた支援を充実させる必要があります。



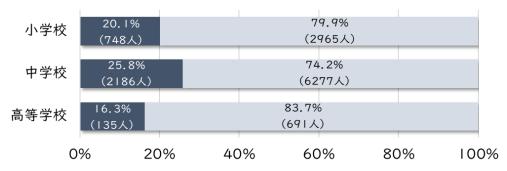
【図6】「継続数」と「新規数」の割合

#### (6) 学校内外の専門的な機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数と割合

令和4年度において、学校内外の専門的な機関で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数は、小学校で748人、中学校で2186人、高等学校で135人となっています。特に、中学校では、相談・指導等を受けていない不登校生徒の割合が高くなっています。【図7】

また、小・中学校における学校内外の専門的な機関で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒数は、年々増加しています。【図8】

各学校や市町村教育委員会においては、児童生徒一人一人の支援のニーズを踏まえ、学校内外の教育支援センターや学びの多様化学校など、多様な学びの場を確保するとともに、こうした多様な学びの場や親の会など、保護者が必要とする情報を積極的に発信する必要があります。



- ■学校内外で相談・指導等を受けていない児童生徒数
- ■学校内外で相談・指導等を受けた児童生徒数

【図7】不登校児童生徒の学びや支援の状況(令和4年度)

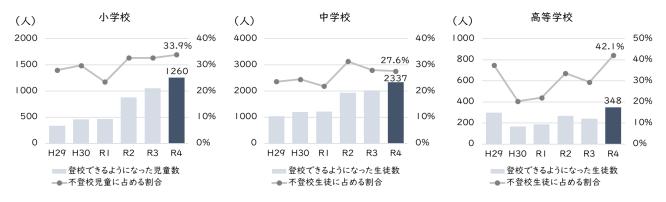


【図8】学校内外の専門的な機関で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合の推移

#### (7) 指導の結果登校できるようになった児童生徒の割合

令和4年度において、学校での指導の結果、登校できるようになった不登校児童生徒数は、小学校で1260人、中学校で2337人、高等学校で348人となっています。【図9】

各学校においては、本人としてどうありたいかという主体的意思や、本人がもっている強みを含め、当該児童生徒の気持ちを理解し、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援をする必要があります。また、その際、自宅等と教室をオンラインでつなぎ、授業や学校の様子を視聴できるように準備しておくなどの環境整備に努める必要があります。

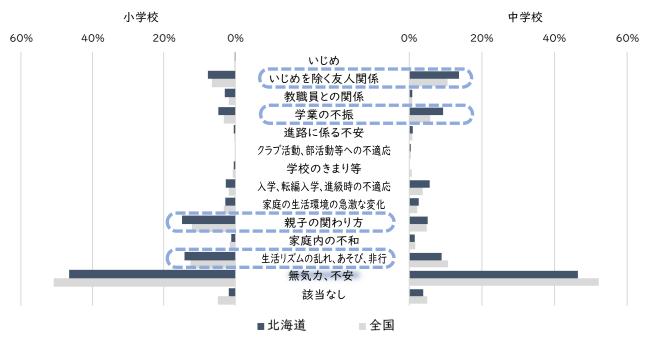


【図9】指導の結果登校できるようになった児童生徒の割合の推移

#### (8) 不登校の要因(令和4年度における全国との比較)

令和4年度において、小・中学校における不登校の要因は、「無気力、不安」が最も高い割合であるものの、全国を下回っています。次いで、小学校では、「親子の関わり方」、「生活リズムの乱れ、あそび、非行」が、中学校では、「いじめを除く人間関係」、「学業の不振」が高い割合であり、全国を上回っています。【図10】

各学校においては、「誰もが活躍する機会のある授業」、「いじめや不適切な指導を許さない学校」を 実現し、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることなどにより、児童生徒が「無気力、不安」等 の学校になじめない要因の解消に努める必要があります。



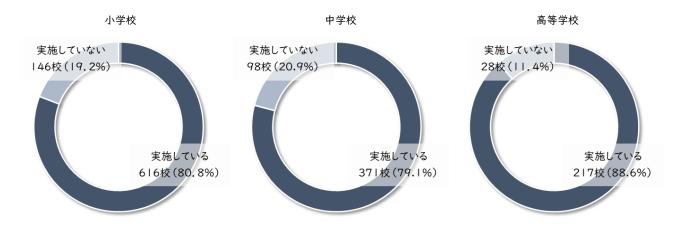
【図10】不登校の要因

#### 2 児童生徒の欠席に対する対応状況等に関する調査結果【令和5年11月末】(道教委)

#### (1) 不登校児童生徒に対するオンラインによる学習指導や教育相談の実施状況

不登校児童生徒に対して、オンラインを活用した学習指導や教育相談を実施している学校の割合は、全ての校種において、約8割程度となっています。【図 I 】

各学校においては、児童生徒によって、欠席の期間が休養としての意味をもつ場合がある一方で、特に学習面の遅れなどに対する不安を深める場合があることに留意し、児童生徒一人一人の支援のニーズを踏まえ、オンラインを活用した学習支援や教育相談を行う必要があります。

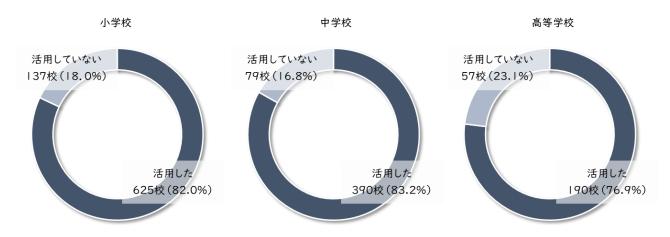


【図11】不登校児童生徒に対するオンラインによる学習指導や教育相談の実施状況

#### (2)「児童生徒理解・支援シート」を家庭や関係機関等との連携に活用した状況

「児童生徒理解・支援シート」等を家庭や関係機関等との連携の際に活用した学校の割合は、全ての校種において、約8割となっています。【図 | 2】

各学校においては、適切なアセスメントに基づく個に応じた適切な支援を展開していくために、本シート等を活用し、家庭や関係機関等とも連携を深めるとともに、学年間や校種間での引継ぎ等に活用し、切れ目のない支援を実現させる必要があります。



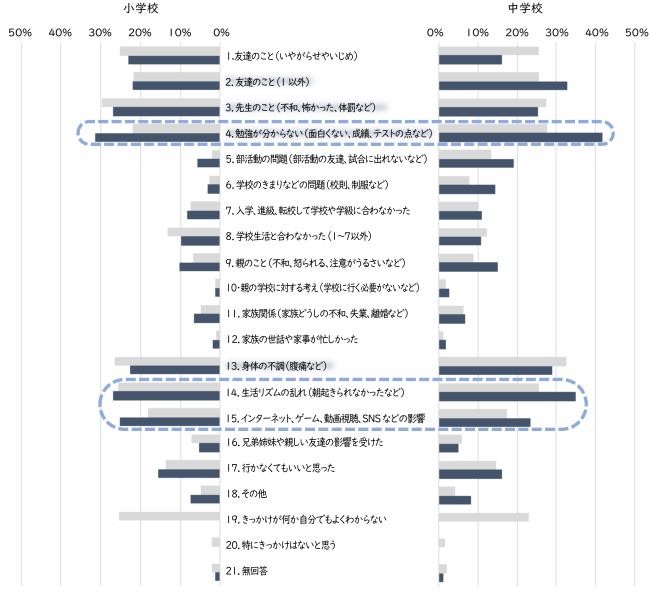
【図12】「児童生徒理解・支援シート」の活用状況

#### 3 令和2年度不登校児童生徒の実態調査結果(文部科学省)

#### (1) 最初に行きづらいと感じ始めたきっかけと最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由

「最初に行きづらいと感じ始めたきっかけ」は多岐にわたるものの、「先生のこと」(小学生30%、中学生28%)、「身体の不調」(小学生27%、中学生33%)、「友達のこと」(小学生25%、中学生26%)、「勉強が分からない」(小学生22%、中学生28%)などの割合が高かった。また、「最初に行きづらいと感じ始めたきっかけ」と「最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由」を比較すると、小・中学校ともに、「勉強が分からない」、「インターネット、ゲーム、動画視聴、SNS などの影響」、「生活リズムの乱れ」などの項目で増加する傾向が見られました。【図13】

自由記述では、先生の指導が怖かったなど、教師と児童生徒の間で信頼関係を築くことができなかった事例や、障害のある児童生徒や性の多様性等について理解を求める記述もあり、教師を含め児童生徒の支援に関わる学校関係者は、児童生徒の発達や特性を理解し、指導方法や伝え方を工夫する必要があります。さらに、特に中学生の回答では、「勉強が分からない」の割合が増え、学習面においても丁寧に対応する必要があります。



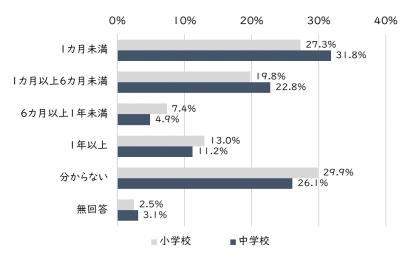
■最初に行きづらいと感じ始めたきっかけ ■最初のきっかけとは別の学校に行きづらくなる理由

【図13】不登校のきっかけと行きづらくなる理由

#### (2) 実際に休み始めるまでの期間

児童生徒が休みたいと感じ始めてから、実際に休み始めるまでの期間は、「1カ月未満」(小学生27%、中学生32%)、「1カ月以上6カ月未満」(小学生20%、中学生23%)を合わせて、約5割が1カ月から半年程度で休み始めています。【図14】

各学校においては、実際に休み始めるまでに児童生徒の変化に気付き、教師や学校関係者等から児童生徒に声を掛け、話を聞いたり、必要に応じてスクールカウンセラー等の相談につないだりするなど、早期に児童生徒の抱える困難さに気付き、対応していく必要があります。

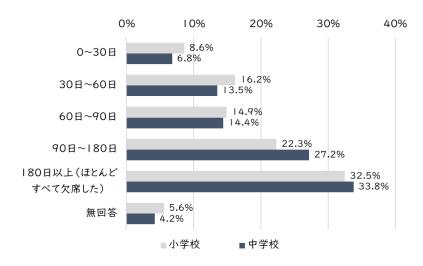


【図14】休みたいと感じ始めてから実際に休み始めるまでの期間

#### (3) |年間で学校を欠席した日数

|年間で学校を欠席した日数は、「180日以上(ほとんどすべて欠席した)」(小学生 33%、中学生 34%)、「90日~180日」(小学生 22%、中学生23%)と合わせて、小学校では約5割、中学校では 約6割が 90日以上の長期に渡って欠席しています。【図15】

各学校においては、児童生徒によって、欠席の期間が休養としての意味をもつ場合がある一方で、特に学習面の遅れなどに対する不安を深める場合があることに留意し、児童生徒一人一人の支援のニーズを踏まえ、オンラインを活用した学習支援や教育相談を行う必要があります。

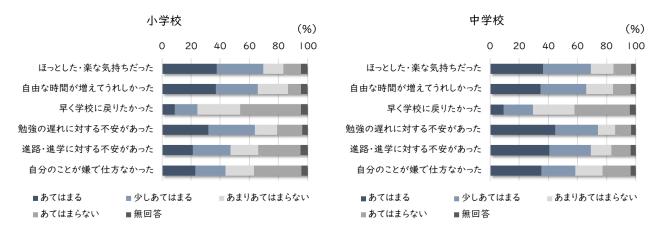


【図15】1年間で学校を欠席した日数

#### (4) 学校を休んでいる間の気持ち

#### ① 安心や不安について

「学校を休んでいることの安心や不安」については、小・中学校ともに「ほっとした・楽な気持ちだった」と肯定的な回答をした児童生徒の割合は、約7割(小学生70%、中学生69%)であり、休み始める前の児童生徒が抱えるストレスが大きいことが分かります。また、「勉強の遅れに対する不安」(小学生64%、中学生74%)、「進路・進学に対する不安」(小学生47%、中学生69%)も高い割合となっており、特に中学校において、その傾向が強く見られます。【図16】

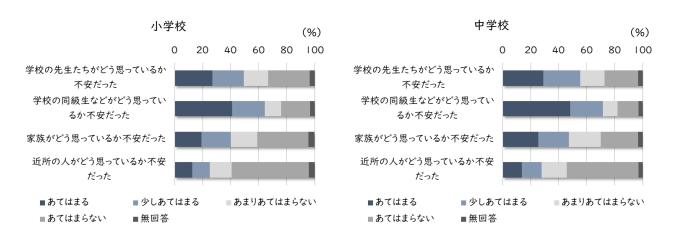


【図16】学校を休んでいる間の気持ち(安心や不安)について

#### ② 自分がどう思われているかについて

「自分がどう思われているか」について、「学校の同級生などがどう思っているか不安だった」と回答をした児童生徒の割合が約7割(小学生64%、中学生72%)、「学校の先生たちがどう思っているか不安だった」と回答した児童生徒の割合が約5割(小学生50%、中学生56%)であり、不登校期間中の児童生徒は、様々な不安を抱えていることが分かります。【図17】

各学校においては、児童生徒によって、欠席の期間が休養としての意味をもつ場合がある一方で、特に学習面の遅れなどに対する不安を深める場合があることに留意し、児童生徒一人一人の支援のニーズを踏まえ、個に応じた学習支援や教育相談を行う必要があります。



【図17】学校を休んでいる間の気持ち(自分がどう思われているか)について

#### 4 不登校の要因の聴き取り(道教委)

教育機会確保法では、不登校の要因や背景としては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合が多く、さらにその背景には、社会における「学びの場」としての学校の相対的な位置付けの低下、学校に対する保護者・児童生徒自身の意識の変化等、社会全体の変化が少なからず影響していることが指摘されています。

こうしたことを踏まえ、日頃から、不登校の児童生徒や保護者と信頼関係の構築に努めている学校や 市町村教育支援センター、フリースクール等の民間教育施設などの職員等への聴き取りにより把握した 「不登校となったきっかけや要因」「不登校が長期化する背景」などとしては、次のようなものがあります。

#### (1) 学校の教職員、教育支援センターの指導員等への聴き取り

#### [本人に関する要因]

- 授業や学習
  - ・「基礎的・基本的な学習内容を習得しておらず、授業が分からない」
  - ・「授業が面白くない」「学習内容が簡単過ぎてつまらない」
  - ・「テストや宿題が嫌だ」「課題が期限までに終わらない」
  - 「人前で発表するのが苦手、緊張する」「勉強する意義が感じられない」など
- 身体や心
  - ・「起立性調節障害」「過敏性腸症候群」との診断を受けるなど体調がすぐれない
  - ・「生活リズムの乱れ」「コロナ禍での生活リズムの乱れ」から体調不良 など
- 〇 友人関係
  - ・「いじめがあった」「友達関係と不和になった」
  - ・「何となく周囲から悪口を言われている気がする」
  - ・「仲のよかった友達が転校してしまった」「特に親しい友達がいない」 など

#### [学校の風土、教員の指導に関する要因]

- 学校の風土
  - ・「中学進学や進級に伴う人間関係等の変化」
  - ・「学校の統廃合による人間関係や環境等の変化」
  - ・「学級内が騒がしくて落ち着かない」
  - ・「学校や学級の雰囲気になじめない」「集団生活になじめない」
  - ・「制服を着たくない」「校則への戸惑いや反発」「部活動への不安」 など
- 教員の指導
  - ・「授業が分からない」
  - ・「大きな声で注意しているのが怖い」
  - ・「先生の指導内容や指導方針(考え)と合わない」
  - ・「先生に嫌なことを言われた」「先生の指導に対する不信感」 など

#### [家庭に関する要因]

- 家庭環境
  - ·「欠席の際に保護者と連絡がつかない」
  - ・「親子関係の不和」「家庭が落ち着かない」 など

#### ○ 保護者の考え

- ・「保護者が学校の指導に不信感を抱いている」
- 「保護者が学校に通わせる必要はないと考えている」など
- (2) フリースクール等の民間の相談指導施設の職員等への聴き取り

#### [本人に関する要因]

- ・「一度、休み始めると勉強が分からなくなり、その後の登校が難しい」
- ・「年齢に応じた友達関係を構築することが苦手」 など

#### [学校の風土、教員の指導に関する要因]

#### ○ 学校の風土

- ・「安心できる学校づくりがなされていない」「他の児童生徒が叱られている様子を見ていると、自分が 苦しくなるなど、学校が安全な環境に感じられない」
- ・「学校を休むことが悪いことのような雰囲気やプレッシャーを感じる」
- 「不登校の解決に向け、学校が変化するのではなく、不登校児童生徒に対して変化を求めている」
- ・「学校で目指している子ども像が画一的であり、多様性が認められていない」など

#### ○ 教員の指導

- ・「児童生徒と信頼関係が構築できていない中で、一方的な指導がなされている」
- ・「教員の理不尽な指導への不信感が募っている」
- ・「一部の先生が対応を抱え込み、複数教員によるチームで対応していない」など

各種調査結果や学校や民間施設等の関係者からの聴き取りを通して、児童生徒一人一人の要因や 背景については、複数の要因が複雑に重なっているケースが多いことが改めて明らかになりました。

つまり、不登校となった要因が [本人に関する要因] のみと考えられていたケースであっても、実際には、 [学校の風土、教員の指導に関する要因] や [家庭に関する要因] の中にも関係する要因がその背景に あるということです。

そのため、各学校においては、児童生徒が抱えている不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に 把握し、早期に適切な支援や指導の改善などにつなげるアセスメントの視点が重要です。

また、教職員が考える不登校のきっかけと、児童生徒自身による回答には、ずれが生じたり、きっかけそのものが「わからない」と回答したりする児童生徒も少なくありません。

学校は、「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求したり、「どうしたら行けるか」という方法のみにこだわったりするのではなく、どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズや、本人としてはどうありたいのかという主体的意思(希望や願い)、本人が持っている強み(リソース)や興味・関心も含め、不登校児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行うことが重要です。

【※ガイドブック P18~21「BPS モデル」参照】

# Ⅲ 対策プランについて

#### 1 趣旨

本道における不登校の現状と課題を踏まえ、不登校対策の基本的な方向や具体的な取組内容など、学校や教育委員会が重点的・継続的に取り組むことについて、国の「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)を参考にし、「不登校により学びや支援にアクセスできない子どもたちをゼロ」にすることを柱とした「HOKKAIDO 不登校対策プラン」を策定するものです。

#### 2 期間

北海道教育推進計画(令和5年度~9年度)の最終年度を踏まえ、「対策プラン」の実施期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

#### 3 構成

「対策プラン」は、本道の現状や課題を踏まえ、

- ・各学校での重点的な取組や継続的な取組
- ・学校での取組の効果を高める学校設置者としての取組

とし、次の4つの項目ごとに、具体的な取組及び目標指標を示します。

対策プラン I	学校の風土を「見える化」し、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする
対策プラン 2	心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する
対策プラン 3	学びの場を確保し、学びたいときに学べる環境を整備する
対策プラン+α	実効性を高める取組

また、「対策プラン」に示した具体的な取組については、道教委が令和5年12月に作成した「<u>不登校支援ガイドブック</u>」との関連を示しています。本プランの資料として、本ガイドブックを併せて活用し、具体的な対応について理解を深められるよう工夫しています。

#### 4 推進と管理

道教委及び各市町村教育委員会や各学校等の取組状況を毎年度、次の調査等を通じて把握するとともに、PDCAサイクルのマネジメントによる評価・改善を毎年度実施し、より実効性ある対策を目指します。

[文部科学省] 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査
[文部科学省]全国学力·学習状況調査

□ [道教委]児童生徒の欠席に対する対応状況等に関する調査

#### 5 児童生徒の状況と対策プラン

各学校や市町村の教育支援センター等においては、下図を参考にしながら、児童生徒一人一人の状況 や保護者の支援ニーズ等に応じた、対策プランの取組を推進してください。

登 校	欠席※		児童生徒の状況	安	<sup>第プラン</sup> <b>)</b> いし <sup>-</sup> べるな	/ ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) (	対策プラン 03 学べる 環境整備	 χ 性を
	0日		①毎日、元気に登校している					
登校して	0日~ 2日連続	予兆	②学校に行くのがつらい、 または、行きたくないと感じている ③授業を休みがち、 座っていても授業に参加していない ④遅刻や早退が多い					
いる	3日連続 ~ 29日	不登校傾向	⑤自分の教室には入れず、 別室(保健室や空き教室等)に登校している ⑥休みがち、または、欠席が続く					
	30日~	不登校	⑦欠席が多い		ш			
登校していない	30日~	不登校	<ul><li>⑧教育支援センターに通っている</li><li>⑨自宅でICTを活用した</li><li>学習に参加している</li><li>⑩フリースクールや</li><li>インターナショナルスクールに通っている</li><li>⑪上記①~⑩に該当しない</li></ul>					

<sup>※</sup>何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるもの (病気、新型コロナウイルス感染症回避、出席停止、忌引き等を除く)



### 学校の風土を「見える化」し、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

学校評価等の仕組みを活用して、児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気を把握し、関係者が共通認識をもって取り組むことにより、みんなが主役になって、みんなが安心して学べる学校づくりを進めます。

#### 鼻 学校

- 学校の風土等を把握するためのツールを活用し、「安心して学べる」学校づくり
  - ・児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気を 学校評価はもとより、「子ども理解支援ツール『ほっと』」や「Q-U」、「アセス」などを活用して把握し、 関係者の共通認識に基づく「安心して学べる」学校づくりを推進する
  - ・児童生徒が、「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって 大切な意味のある場になっている」と実感できる学級・ホームルームづくりを推進する
- 快適で温かみのある学校環境整備
  - ・ 入学直後や学級・ホームルーム替え後の時期は、日々の授業や特別活動を通し、学級・ホームルームが 安心して楽しく過ごせる雰囲気になるような居場所づくり・集団づくりを推進する
  - ・ 学校生活への適応やよりよい人間観関係の形成に向けて、ソーシャルスキルトレーニング等を実施することなどにより、望ましい人間関係を築く力を育む
- 教科の指導と生徒指導を一体化させた授業づくり
  - ・自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成に向け、児童生徒それぞれのよさや持ち味を生かし、「みんなが活躍できる機会や出番がある授業」「誰にとっても分かる授業」づくりを推進する
  - ・ 共感的な人間関係を育成する「互いに認め合い・励まし合い・支え合える学習集団」づくりを促進する
- いじめや教職員の不適切な指導等を許さない安全・安心な居場所づくり
  - ・ 校長のリーダーシップの下、いじめや暴力行為などを許さない学校全体での組織的な対応を推進する
  - ・教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導への厳正な指導を徹底する
- 児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しの推進
  - ・ 社会の変化等を踏まえ、児童生徒が主体的に参画した校則等の見直しを推進する
- 障がいや国籍言語等の違いに関わらず、共に学び合える学校づくり
  - ・障がいのある児童生徒を学級・ホームルーム担任だけでなく学校全体で組織的に支援する
  - ・ 外国人の児童生徒等が自らの「長所・強み」を活用し可能性を発揮できるよう、多様性を尊重しつつ、 共に学び合える環境を整備する

# **数育委員会**

- 域内の全ての児童生徒が安心して学べる学校づくりに向けた支援
  - ・全ての児童生徒が安心して学べる学校づくりに向け、各学校が、校長のリーダーシップの下、組織的な 取組を推進できるよう、教職員の理解を深める研修の機会を充実させるとともに、児童生徒一人一人 の教育的ニーズを踏まえ、適切な学習環境を整備する

項目	現状値	目標值(R9)
児童・生徒会活動を通じて、人間関係や仲間づくりを促進した活動を実施して	小:90.8%、中:92.0%	1,000/
いる学校の割合【問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】	高:97.7%(R4)	100%
先生は、あなたのよいところを認めてくれていると回答した児童生徒の割合	小:89.7%、中:88.9%	1.000/
【全国学力・学習状況調査児童生徒質問紙及び北海道高等学校学習状況等調査】	高:83.7%	100%



# 心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する

全ての児童生徒に対して、誰にでも悩みや不安はあるということへの理解を促進し、悩んだときに、安心して周囲の大人や友人にSOSを出す方法を身に付けるための教育を推進します。

また、児童生徒が発するSOSを受け止めるため、教職員が、児童生徒の状況を多面的に把握するための研修等を行い、教職員の意識改革を促進するとともに、I人I台端末を活用するなどして、小さなSOSを早期に発見し、学級担任や養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラーなどが連携した「チーム学校」による支援を推進します。

#### 学校

- |人|台端末を活用した児童生徒の変化の早期発見
  - ・「Google フォーム」や「Microsoft Forms」など、I人I台端末等を活用した健康観察・教育相談による心や体調の変化の早期発見を推進する
- 「児童生徒理解・支援シート」を活用した支援
  - ・ 不登校の傾向が見られる段階(例:連続欠席3日)から、「児童生徒理解・支援シート」を作成し、学校 内や家庭、関係機関等と連携した支援を始める
- 「チーム学校」による早期支援・早期対応(相談)
  - ・校務分掌に教育相談の中核を支える教育相談コーディネーターを位置付ける
  - ・ 学級担任や養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 等が連携して教育相談体制を整備し、多角的・多面的な児童生徒理解を進める
- 相談窓口の周知、活用促進
  - ・児童生徒が悩みや不安を相談できるよう、24時間対応の電話・メールによる相談窓口、SNS相談窓口や「おなやみポスト」など、学校以外の相談窓口の周知、活用促進を図る
- SOSの出し方に関する教育を含む自殺予防教育プログラムの積極的な活用
  - ・安全・安心な学校環境を整えた上で、小学校から「下地づくりの授業」を積み上げ、中学校、高等学校において、「援助希求的態度の促進(相談する力)」や「早期の問題認識(心の危機に気付く力)」などの育成を目指す「自殺予防教育プログラム」を教育課程に位置付け、組織的・計画的に推進する

# # 教育委員会

- 一人で悩みを抱え込まないよう保護者を支援
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる保護者支援を推進する
  - ・ 教育委員会と福祉部局との連携強化による支援の充実を図る
  - ・ 不登校児童生徒本人への支援に留まらず、その保護者が必要とする相談場所や保護者の会等の情報提供や、域内の様々な学びの場や居場所につながることができるようにするための支援等を行う

項目	現状値	目標值(R9)	
スクールカウンセラーと連携して教育相談をした児童生徒の割合【児童生徒の欠	R6 新設	1,000/	
席に対する対応状況等に関する調査】	RO 新設	100%	
「児童生徒理解・支援シート」等を作成し、校内及び家庭や関係機関等との連携の	小:99.5%、中:99.6%	1.000/	
際に活用した学校の割合【児童生徒の欠席に対する対応状況等に関する調査】	高:96.7%(R5)	100%	
教育相談の実施について、学校以外の相談窓口の周知や広報の徹底を図った学	小:93.0%、中:94.6%	1.000/	
校の割合【問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】	高:98.4%(R4)	100%	

# 対策プラン **03**

# 学びの場を確保し、学びたい時に学べる環境を整備する

不登校の児童生徒が学びたいと思った際に多様な学びにつながることができるよう、どのような学校であれば行けるのかという支援ニーズや、本人としてはどうありたいのかという主体的意思(希望や願い)、本人が持っている強み(リソース)や興味・関心も含め、児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行います。

#### 当 学 校

- 校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム等)の設置促進
  - ・自分の学級に入りづらい児童生徒の学習の遅れやそれに基づく不安を解消し、早期に学習や進学に 関する意欲を回復できるよう、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活できる環境を 学校内に整備する
  - ・一人一人の特性や能力、興味や関心に応じた柔軟な学習ができるよう工夫する
- オンラインによる学習支援と教育相談
  - ・ | 人 | 台端末を活用したオンライン授業の配信や学習教材の提供などによる学習支援体制を整備する
  - ・学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー等によるオンラインを活用した教育相談体制を整備する
- 社会的自立に向けた支援の継続
  - ・ 支援の実施状況を踏まえて、「児童生徒理解・支援シート」を見直し、家庭や関係機関と連携した支援を継続する
  - ・ 自宅等における学習活動に対する学習評価や指導要録への反映についての理解促進を図る

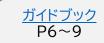
# **数育委員会**

- 教育支援センターの機能強化及び校内教育支援センターの設置促進
  - ・ 不登校児童生徒や保護者が必要とする相談場所や保護者の会等の必要な情報を整理し提供することや、域内の様々な学びの場や居場所につながることができるようにするための支援等を行う
- 学びの多様化学校の設置促進
  - ・ 不登校児童生徒の自己肯定感や進学意欲の向上等、児童生徒の社会的自立に向け、個々の状況に 応じた柔軟な教育課程を編成することができる「学びの多様化学校」の設置を検討する
- 多様な学びの場、居場所の確保
  - ・市町村の教育支援センターの設置及び学校と教育支援センターの連携による訪問支援(アウトリーチ 支援)など、取組の充実を図る
  - 教育委員会・学校とフリースクール等の民間団体との連携によるきめ細かな支援を推進する
  - ・不登校児童生徒が希望すれば、|人|台端末を活用して、自宅等においてオンラインによる学習指導を 受けられるよう環境を整備する

項目	現状値	目標值(R9)
学校及び教育支援センターやフリースクール等において相談・指導や支援を受	小:79.9%、中:74.2%	1,000/
けた児童生徒の割合【問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】	高:83.7%(R4)	100%
不登校の児童生徒に対し、オンラインによる学習指導や教育相談を実施してい	小:71.7%、中:68.0%	100%
る学校の割合【児童生徒の欠席に対する対応状況等に関する調査】	高:87.4%(R5)	100%



#### 実効性を高める取組



不登校の原因・背景が多岐にわたることを踏まえた上で適切にアセスメントを行い、支援の目標や方針を定め、多職種の専門家や関係機関とも連携・協働しながら「社会に開かれたチーム学校」としての生徒指導体制に基づいて、個々の児童生徒の状況に応じた具体的な支援を展開します。

# 学校

- エビデンスに基づいた個に応じた対応
  - ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた多面的なアセスメントを行い、支援の 目標や方向性、具体的な対応策を検討する実効的なチーム支援体制を構築する
- 学校の風土等を把握するためのツールを活用し、「安心して学べる」学校づくり(再掲)
  - ・児童生徒の授業への満足度や教職員への信頼感、学校生活への安心感等の学校の風土や雰囲気を 学校評価はもとより、「子ども理解支援ツール『ほっと』」や「Q-U」、「アセス」などを活用して把握し、 関係者の共通認識に基づく「安心して学べる」学校づくりを推進する
- 切れ目のない支援の実現
  - ・ 就学・進学に伴う学校間での情報共有や進級に伴う校内での引継ぎも含め、学校、家庭、関係機関との連携による「児童生徒理解・支援シート」の作成と継続的な支援を推進する
- 不登校の児童生徒や保護者のニーズの把握
  - ・ 不登校児童生徒に対する家庭訪問やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等によるカウンセリングの継続的な実施により、学びや支援の状況等を把握し、必要な支援につなげる
- 学校における働き方改革
  - ・ 教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、業務の役割分担や適正化等を通じた学校における働き方改革を推進する
- 児童生徒理解の深化を図る教員研修の充実
  - ・教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、学校全体でチームとしての指導・援助 を行う体制の確立に向け、教員研修の充実に努める

# 数育委員会

- 児童生徒理解の深化を図る教員研修の充実(再掲)
  - ・教職員一人一人が児童生徒に対する共通理解の姿勢をもち、学校全体でチームとしての指導・援助 を行う体制の確立に向け、教員研修の充実に努める

項目	現状値	目標值(R9)
「児童生徒理解・支援シート」等を作成し、校内及び家庭や関係機関等との連携の際に	小:99.5%、中:99.6%	1.000/
活用した学校の割合【児童生徒の欠席に対する対応状況等に関する調査】(再掲)	高:96.7%(R5)	100%
「不登校支援ガイドブック」を活用した校内研修を実施した学校の割合【児童	□〈☆△≒ル	100%
生徒の欠席に対する対応状況等に関する調査】	R6 新設	

# **並教委**

- 児童生徒及び保護者に向けた支援
  - ・児童生徒が悩みや不安をいつでも相談できるよう、「子ども相談支援センター」による24時間対応の 電話・メールによる相談窓口、児童生徒を対象としたSNS相談窓口や | 人 | 台端末から直接アクセス できる「おなやみポスト」などの設置
  - ・ 学校に対し、定期的にスクールカウンセラーを派遣し、様々な不安や悩みを抱えている児童生徒や保護者に対するカウンセリングを実施
  - ・スクールカウンセラーによるオンラインカウンセリング相談の実施
  - ・児童生徒や保護者が必要とする学習支援や相談窓口などの情報を一元化した<u>「不登校支援ポータ</u> ルサイト」の提供

#### 2 学校に向けた支援

- ・「不登校により学びや支援にアクセスできない子どもゼロ」に向けた取組の推進及び成果を普及する 不登校児童生徒に対する支援推進事業の展開(推進地域に加配教員を配置)
- ・不登校児童生徒の支援の充実に向けた児童生徒支援加配の措置
- ・ 学校に対し、スクールソーシャルワーカーの派遣し、アセスメントや課題解決のプランニングなど、関係機関等と連携した支援体制の整備
- ・不登校の児童生徒への適切な支援や児童生徒理解の深化を図る教員研修の充実に向けた<u>「不登校</u> 支援ガイドブック」の提供
- ・ 学校や市町村教育委員会等が必要とする不登校支援に係る実践事例や指導資料などの情報を一元 化した「不登校支援ポータルサイト」の提供
- ・「校内教育支援センター」における支援の充実や設置促進に向けた実践事例の提供
- ・ICTを活用した不登校の児童生徒への「学びを止めない」「心を近づける」学習支援実践事例の提供
- ・生徒指導研究協議会及びキャリアステージに応じた教員研修の実施
- ・ 学校や教育委員会、フリースクールなどの民間施設等を対象とした、不登校児童生徒への適切な支援 に向けた方策を検討する協議会の実施
- 3 市町村教育委員会に向けた支援
  - ・「校内教育支援センター」における支援の充実や設置促進に向けた実践事例の提供
  - ・教育支援センターの設置促進や機能強化に向けた「教育支援センター実践事例」の提供
  - ・「学びの多様化学校」の設置を検討している市町村への<u>調査研究資料</u>の提供や文部科学省との連 絡調整
  - チーム学校による生徒指導体制の充実に向けた、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー の派遣
  - ・ 学校の教職員や教育委員会の職員等を対象とした、不登校児童生徒への適切な支援に向けた方策 を検討する協議会の実施
  - ・ 学校や市町村教育委員会等が必要とする不登校支援に係る実践事例や指導資料などの情報を一元 化した「不登校支援ポータルサイト」の提供
  - ・不登校の児童生徒への適切な支援や児童生徒理解の深化を図る教員研修の充実に向けた<u>「不登校</u> 支援ガイドブック」の提供

#### 4 関係機関等との連携

- ・フリースクール等の民間の相談・指導施設との不登校支援の充実に向けた意見交換会の実施
- ・ 不登校支援の充実に向けた福祉部局との連携(北海道子ども・若者支援地域協議会、北海道地域若者サポートステーション連絡会議など)